

令和4年度「機構集積協力金」の概要

実質化した人・農地プランの策定地区に含まれる「地域」に交付

A 地域集積協力金

地域ぐるみで農地を貸付けたor農作業委託した「地域」に交付

《交付単価》

機構の活用率に応じた単価（括弧書きは中山間地域）

◆20%超～40%（4%超～15%）	：1.0万円/10a	} 農作業委託は半額の交付単価
◆40%超～70%（15%超～30%）	：1.6万円/10a	
◆70%超～80%（30%超～50%）	：2.2万円/10a	
◆80%超（50%超～80%）	：2.8万円/10a	
◆－（80%超）	：3.4万円/10a	

《交付要件》 交付対象面積のうち10%以上が新たに担い手に集積されること 等

《機構の活用率》（機構への貸付総面積＋機構の農作業委託総面積）÷（地域の農地面積）

《交付対象面積》 ① 対象期間内の貸付面積－再貸付面積－貸付期間6年未満の農地面積

② 対象期間内の農作業委託面積

重複
申請可

B 集約化奨励金

農地の集約化に取り組む「地域」に対して交付

《交付単価》

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| ① 団地面積の割合が10ポイント以上増加 | ：1.0万円/10a | } 農作業受託は半額の交付単価 |
| ② 団地面積の割合が20ポイント以上増加 | ：3.0万円/10a | |
| ③（既に団地面積の割合が30%以上の「地域」）
1団地当たりの平均面積が1.5倍以上 | ：3.0万円/10a | |

《交付要件》

地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地及び樹園地は50a以上）の団地面積の割合が翌々年度までに10ポイント以上増加 等

《交付対象面積》 対象期間内の転貸面積（又は農作業受託面積）のうち、新たに団地化した面積

機構への貸付に伴い農業経営をリタイア等する農業者に交付

C 経営転換協力金 1.0万円/10a（上限：25万円/1戸）

《交付要件》 機構に対し全ての自作地を10年以上貸し付けること 等

【注】 機構に貸し付けられた農地の全部または一部が、「地域集積協力金」又は「集約化奨励金」の交付申請を行う「地域」に含まれている必要があります。※ 令和5年度までの時限措置

農地耕作条件改善事業に取り組む場合の農業者負担を軽減するために交付

D 農地整備・集約協力金

《交付率（整備費に対する割合）》

- | | | |
|-----------------------|-------|-------------|
| ① 目標年度における担い手の農地集約化率が | 100%： | 12.5% |
| ② | // | 90%以上： 8.5% |
| ③ | // | 80%以上： 5.0% |

《交付要件》

※ 農地耕作条件改善事業の実施地区で満たす必要があります

- 対象農地が基盤整備済み地区に内在又は隣接し、地域内で合計10ha未満
- 対象農地の全てが機構に15年以上貸し付けられ、目標年度までに担い手に集約化される 等

《担い手の農地集約化率》 担い手に集約した事業対象農地面積÷事業対象農地面積

※ 令和5年度までの時限措置



上記のほかにも要件等がありますので、詳しくはお住まいの市町村の農政担当にお問い合わせください。

令和4年度の主な制度変更について

A 地域集積協力金

- ① 交付対象面積に**農作業委託面積**が加わりました。
 - ② 機構の活用率の区分に「**80%超**」が追加されました。
(一般地域2.8万円, 中山間地域3.4万円)
 - ③ 機構の活用率の計算方法が変わりました。
(令和3年度まで: 単年度の活用率 **令和4年度: 累積の活用率**)
- ※ 集約化奨励金と併せての交付申請が可能です。

B 集約化奨励金

- 今年度より**新たに追加**されました。
- ※ 地域集積協力金と併せての交付申請が可能です。

C 経営転換協力金

- ① 交付単価・上限額が減額になりました。

	交付単価	上限額
令和3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
↓ 減額 ↓		
令和4年度	1.0万円/10a	25万円/戸

- ② 交付対象者が限定されます。
機構に貸し付けられた農地の全部または一部が、
「地域集積協力金」又は「集約化奨励金」の交付申請を行う「地域」に含まれる必要があります。

申請は、お住まいの市町村の農政担当までお願いします。



令和4年7月

宮城県農政部農業振興課

宮城県農地中間管理機構 (公益社団法人みやぎ農業振興公社)